

# 戦後の教育政策と高校入試制度の変遷

(文責 中迫)

- 1946 (昭21) 11.3 「日本国憲法」公布  
1947 (昭22) 3.31 「教育基本法」、「学校教育法」公布  
4.1 「6・3・3・4制」実施「奈良県学制改革要領」発表  
5.3 「日本国憲法」施行  
1948 (昭23) 1.4 学校教育局通達

志望者が収容可能数を超える場合には選抜を行なう。高校においては、選抜のためのいかなる検査をも行なわず、

中学校からの報告書に基づいて選抜する。(中略)戦前中等学校の入学選抜で行なわれていた学力検査、人物考査(面接)、身体検査いっさい廃止。

- 4.1 奈良県立新制高等学校の設置開放  
(普通科12校・実業科9校 計21校)  
7.15 「教育委員会法」公布

第1条 この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべきであるという自覚のもとに公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行なうために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

第7条 (前略)委員は、日本国民たる都道府県又は市町村の住民が、これを選挙する。

第54条 都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を数箇の通学区域に分ける。

- 9.1 奈良県立新制高等学校16校を設置  
高校三原則(学区制、総合制、男女共学)による16小学区、16校が発足。

[16小学区]

- |             |            |
|-------------|------------|
| ・奈良高(普・商・工) | ・郡山高(普・農)  |
| ・添上高(普・農)   | ・山辺高(普・農)  |
| ・田原本高(普・農)  | ・大宇陀高(普・農) |
| ・高田高(普・商)   | ・五条高(普・商)  |
| ・御所高(普・工・農) | ・吉野高(普・工)  |
| ・川上高(普・林)   | ・榛原高(普)    |
| ・畝傍高(普)     | ・大淀高(普)    |
| ・桜井高(普)     | ・十津川高(普)   |

- 10.5 奈良県教育委員会「教育委員」選挙 公選制  
11 奈良県教育委員会発足

- 1949 (昭24) 2.21 「昭和24年度 奈良県立高等学校入学者選抜要項」  
(県教委)

新制高等学校においては、選抜のためのいかなる検査をも行なわず、新制中学校よりの報告に基づいて選抜する。

4.10 「新制中学校・新制高等学校の望ましい運営の方針」  
(文部省学校教育局)

新制高等学校はその収容力の最大限まで、国家の全青年に奉仕すべきものである。これまで一部の人々は新制高等学校は、社会的経済的及び知的に恵まれたよりぬいた者のためにのみ存在するきわめて独善的な学校であるべきだと実際に信じていたが、学校の教師・校長や教育委員会や教育長が理論的にも実際的にもこの考えに同調するようではいけない。選抜をしなければならない場合も、これはそれ自体として望ましいことではなく、やむをえない害悪であって、経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適切な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきものである。

1950(昭25) 1.31 「昭和25年度 新制高等学校入学者募集要項」

(県教委)

学力検査を実施。ただし、学力検査の問題は教科別とし、ない総合的な問題とする。

4.1 奈良市立一条高校新設

1951(昭26) 9.11 「公立高等学校入学者選抜について」

(文初中第606号)

当時の中等学校は、国民学校高等科や青年学校と異なり選ばれた少数の者のための教育機関という性質をもち、この立場に立ってよい生徒を選抜するのが入学者選抜の意義とされてきた。これに対して現在の高等学校は義務制でこそないが、国民全体の教育機関として、中学卒業生で希望する者はすべて入学させることを立前とし、学区制も法律にその根拠をもっているのである。

(中略)

募集人員を超過した場合は入学者の選抜を行なう。例外的に高等学校において選抜のための学力検査を行なうことができる。

「法律」

旧「教育委員会法」

1952(昭27) 4.1 県立奈良商工高等学校、奈良高より分離独立。  
県立御所実業高校、御所高より分離独立。

この頃から学区制が崩

され始める。

**普通科に限って、他学区への進学が認められる。**

(この年、奈良県同和教育研究会結成。翌年、全同教結成)

1953(昭28) 4.1

**募集定員の20%を学区外から、80%を学区内からとする。**

1955(昭30) 11 高等学校教育審議会 学区拡大の答申

1956 (昭31) 10. 1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」施行  
(=新「教育委員会法」)

旧「教育委員会法」  
数箇の通学区域に分ける

新「教育委員会法」  
通学区域を定める

第4条 委員は(中略)当該地方公共団体の長が、議会の承認を得て、任命する。

**教育委員の「公選制」廃止 任命制**

第50条 都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及び、その機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県の区域に於いて就学希望者が就学すべき都道府県教育委員会又は市町村委員会の所轄に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、(中略)就学希望者が集中する等、特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行なうことができる。

10.3 学校教育施行規則一部改正 - 初等中等局長通達

「選抜のための学力検査は、(中略)高等学校における入学者選抜の資料とするものである。」

1957 (昭32) 1. 8 「奈良県立高等学校の通学区域に関する規則」を県教委が制定 実質的に「学区制」廃止

第1条 この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第50条の規定に基づき、奈良県立高等学校の通学区域に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条 志願者の調整をはかるため、(中略)志願者の希望によって他学区の高等学校へ志願することができる。

10.15 「奈良県立高等学校通学区域規則」

第1条 奈良県立高等学校の通学区域は、次の通りとする。

南部学区 - 吉野郡十津川村、大塔村及び野迫川村

北部学区 - 吉野郡十津川村、大塔村及び野迫川村を除く他の市町村

1958 (昭33)

勤評反対闘争の高揚 60年安保闘争

1962 (昭37)

戦後のベビーブーム - 第1次高校進学急増期

- 1968年

入試のための補習授業激化

奈良県の高校進学率

全入運動の全国的な高まり

68.2%

「高校全員入学問題全国協議会」結成

文部省「高校生急増対策と高校全入運動の可否」

高校教育を受ける能力のある者を入学させるのが適当とし、全入運動を批判

[ 県教委の高校進学者急増対策 ]

・ 県立高校増設

1962 (昭37) 奈良工 王寺工

1963 (昭38) 生駒高 桜井高

・ 一学級あたりの生徒数増

普通科・商業科・女子課 - 54人

農業科 - 50人 工業科 - 44人

1963 (昭38)

学校教育法施行規則第59条の改正

- 初等中等教育局通達

「適格者主義」の導入

- ・ 志願者が定員を超えると否にかかわらず学力検査を行なう 学力検査の完全実施を決定。
- ・ 高等学校の入学は、(中略)調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行なう

1966 (昭41) 3  
7

文部省 - 「高等学校入学者選抜方法に関する会議」

- 通達 - 高校入試全教科実施方針撤回  
調査書を十分尊重し、信頼度と客観性を高める  
ため、記載内容やとりあつかいなどについて都道府県で研究

1967 (昭42)

- 県教委・調査書を十分に尊重するものとし、調査書の信頼性と客観性を高めるため、生徒指導要録に準じて中学校長が厳正に作成し、作成にあたっては、調査書作成委員会をもうけて公正を期すよう留意
- ・ 第二次選抜の実施

1968 (昭43) 8. 7

高校入試と教職員人事にからむ「教育不祥事」発覚

- ・ 県教育関係者、教職員が教職員人事と高校入試にからむ贈収賄容疑で奈良地検に逮捕、起訴  
起訴22人 起訴猶予40人 計62人  
行政処分35人(免職9人を含む)  
(ほとんどが前教育長ほか県教育委員会幹部、高校長)
- ・ 県教委「奈良県教育肅正協議会」設置、人事と入試諮問

11.30 「奈良県教育肅正協議会」答申書提出

答申内容に基づき、1969年からの入試制度を大きく変えた。

調査書(内申書)成績評価を県教委の示す配分表による

「10段階評価」とする。(それまでは5段階評価)

中学1、2、3年の総合成績とする。

入試テストの科目を5教科とする。(それまでは9教科)

内申(150点)、入試(150点)を同等に評価し、  
合否判定する。

入試のための補習授業は全廃

中学校側の事務量は大変なものになった。

県教育委員会はみずからの不祥事、腐敗墮落を「テコ」にして、

「肅正」の名で中学校の教育現場に膨大な事務量と、

競争と選別を強化して子供たちを苦しめる、

現行制度の基本となる「改革」を押しつけた。

1971(昭46) 6  
「落ちこぼれ」

ゆとり

中央教育審議会答申(四六答申)

「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」 - 第3の教育改革(明治維新 - 戦後 - 今回)  
・多様なコースの適切な選択に対する指導の徹底  
個人の特性に応じた教育方法の改善

「ゆとりと充実」の教育課程へ

1978(昭53) 高等学校学習指導要領全面改訂

7.15 奈教組が「高校全入運動をすすめるために」討議資料提起

・第2次高校進学者急増期(住宅開発~大阪のベッドタウン化進行)

県教委 - 高校増設計画(1980年までに10校の増設)

1974(昭49) 北大和 広陵

1975(昭50) 橿原

1977(昭52) 二階堂 城内(郡山農業)

1978(昭53) 西の京 斑鳩

吉野(吉野林業、吉野工業統合+普通科)

1980(昭55) 平城 香芝

1981(昭61) 高田東 - 全日制課程併設

(その後、富雄、登美ヶ丘、志貴高校など)

1972(昭47) 7

「県立高等学校問題検討委員会」設立

1975(昭50) 7.31

同委員会の最終報告

奈良県の高校進学率  
94.5%

・高校の新設、既設校の整備、拡充

- 人口急増と進学率上昇

(新設高校については普通科主体)

・学校間格差と学区制について

「昭和28年頃から高校間に入学者の学力検査成績等の差異が見られはじめ、(中略)普通科特に大学進学に実績ある一部高校に進学を希望する者が増加し(中略)、いわゆる学校格差が顕在化しつつあり、中学校教育及び高校教育に望ましくない影響を与えている。」

小学区制の長所と問題点を併記

「本委員会では小学区制に移行することは現実的でないことを確認し、当面二学区制とする結論を得る。」

県北部、県南部の2学区制

この学区制については、実施されなかった。

北部 - 奈良市、天理市、郡山市、生駒市、生駒郡、山辺郡、添上郡

南部 - 上記以外の市町村

乱塾時代  
中途退学  
校内暴力

現行選抜制度について

「それに代わる抜本的な改善策は今のところ考えられない」

(問題点の指摘に止める。)

1976(昭51) 3

主任制度実施

1981(昭56)

警視庁、中学卒業期の校内暴力防止につき緊急通達

1982(昭57) 12

県教委「高等学校入学者選抜検討専門委員会」設置

- 1984(昭59) 7.20 文部省が「公立高等学校への入学者選抜について」の通知を出す。  
学力検査を同一時期、同一問題で行なうとの条項を削除  
 入学者選抜は、各高校ごとにその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行なう。普通科を含めた推薦入学の実施、面接の導入、受験機会の複数化などの採用を勧める。
- 9 「臨時教育審議会」発足 (この趣旨に従って)
- 1985(昭60) 2.22 「**高等学校入学者選抜検討専門委員会**」最終報告
- ・調査書、学力試験の各教科の傾斜配分
  - ・推薦入試、受験機会の複数化検討
  - ・「特別活動の記録」の評点の細分化
  - ・調査書(内申)は中学校2、3年の成績によって、算出し、3年生の成績の比重を大きくする、など。
- (「現行制度では、第1学年から調査書を意識した学校生活を送ることになる。」)
- 6 臨教審第1次答申 - 「個性尊重」
- 9 文部省、「日の丸掲揚」・「君が代斉唱」の徹底求める。
- 1987(昭62) 4.1 臨教審第三次答申  
高校入学者選抜方法の「多様化」、「多元化」提言
- 12 教育課程審議会答申
- 1989(平 1) 3 「新学習指導要領」告示
- 12 経済同友会「新しい個の育成」
- 1991(平 3) 3.30 「**奈良県高等学校通学区制度検討委員会**」最終報告
- ・学区制については、現行制度を継続する。  
 1970.7.71の報告未実施の件も帳消し
  - ・特色ある学校・学科づくりの推進
  - ・入学者選抜制度の改善  
 「生徒が主体的に進路を選択する能力の育成を図るとともに、各高等学校の特色及び学科の特色に応じた選抜方法のあり方を検討する等、入学者選抜方法の多様化に関する研究の推進を図る。」
  - 4 改訂「指導要録」実施 = 「新しい学力観」
  - 4.1 中央教育審議会答申(第3節高等学校入学者選抜の改善等)
    - ・進路指導について  
 「いわゆる中学浪人を出してはいけないとの意識などから、多くの学校で業者テストによる偏差値等に過度に依存した指導が行なわれており、適切な進路指導が行なわれているとは言い難い。」  
 「個々の高等学校に独自の特色を持たせ、生徒の個性に応じた学校選択が可能となるよう、学区制の再検討を含め、(中略)見直しの努力が行なわれる必要がある。」  
 多様な選抜方法、受験機会の複数化、傾斜配点など
  - 6 経済同友会「『選択の自由』を目指して」
- 1992(平 4) 4 「新学習指導要領」小学校で本格実施
- 8.28 文部省・高校教育改革推進会議第2次報告  
高校入学者選抜方法の「多様化」、「多元化」に関する改革提案 - 学力検査なしまたは調査書なしの選抜など。

1993(平 5)

1.26 文部省・高校教育改革推進会議第3次報告  
第2次報告を踏襲した上で、中学校の進路指導から業者  
テストを撤廃することを提言。

マスコミは歓迎

2.22 文部事務次官通知「高等学校の入学選抜について」

- ・ 多様な選抜方法、多段階の入学選抜の実施
- ・ 「業者テストの偏差値を用いない入学選抜の改善について」
  - 中学校は業者テスト実施に関与することは厳に慎むべきであり、(中略) 学校の管理運営及び教職員のサービスの適正が図られるよう改善すること。
  - 業者テストの偏差値に依存して、中学校において生徒の適正や希望などを無視して生徒が志望する高等学校を受験させないよう指導したりすることがないよう、直ちに改善すること。
- ・ 中学校の進路指導について
  - 生徒の能力・適正、興味・関心や将来の進路希望に基づき(中略)なされるべきである。

7 東京商工会議所

「わが国企業に求められる人材と今後の教育のあり方」  
経団連

「新しい人間尊重の時代における創造改革と教育のあり方  
について」

関西経済同友会

「地球時代の新世紀を拓く人づくりを目指して - 教育改革への提言」

3.28 「奈良県立高等学校入学選抜改善検討専門委員会」報告  
「新しい学力観に立つ」を明記

推薦制度の検討(即導入には慎重論)

不本意入学の増加の原因 - 中学校の「偏差値依  
存」の進路指導

分割選抜の拡大

全日制、定時制の二次募集の一本化

調査書への記載事項の追加 -

「観点別学習状況」、「人物に関する所見 -ポ  
ランティア」

「改善措置の結果がかえって受験競争を激化を  
呼んだりすることのないように」

7 「奈良県立高等学校入学選抜改善大綱」

5 入学選抜方法について

・ 高校の「内規」が公然と姿を現わす。

あらかじめ学校が定めた基準に基づいて、『調査書のその他の記載内容』を精査し、(中略)合否の判定において配慮するものとする。

1994(平 6) 3

「奈良県立高等学校入学選抜改善検討専門委員会の報告  
について」

経済同友会

「学校から『合校』へ」

## 95年度からの入試制度改革

「3点セット」(県教委・西川教育長)

高校の多様化 分割選抜の導入の根拠

・学科再編、普通科高校にコース制導入、総合学科の新設 分割選抜

入試制度「改革」

・分割選抜の導入、拡大

果てしない分割分の定員の拡大(受験生の「青田刈り」批判も)の結果、ほとんどの高校で8割超、100%を分割で選抜する高校も増え、「受験機会の複数化」どころか、数年でだだの早期入試に変貌。

・調査書記載事項の変更 - 「観点別評価」、「人物評価(ボランティア他)」も合否の判定の資料(高校側の「内規」=基準等は非公開、県教委には報告3年で廃止。受験生や保護者に不安、書類作成のさらなる煩雑化など現場を混乱させただけで何の成果もなかった。

中学校での進路指導の見直し

・業者テスト廃止、「偏差値」追放 生徒の希望と個性を生かす。

実態はご存知の通り。一層の現場の多忙化、授業数削減、受験産業の繁荣

1997年(平9) 8 県教委、1996年度の県立高校(全日制)中途退学率1.92%(総数647人)でこれまでの最高と発表。

「改革」が進むほど高校の荒廃が進行していることは顕著

## 98年度以降の動き

- 制度変更はいずれも9月の募集変更時まで秘密裡に進められ、発表即実施というやり方が定着

98年度 - 「出願変更」の廃止、二次選抜の一本化

99年度 - 分割選抜の拡大(定員の超過の程度で最大8割まで合格可能)

00年度 - 内申書での特別活動の点数評価の廃止(内申+学力合計470点に)

01年度 - 普通科14校で定員の10%を「調査書成績を用いず、「学力検査の成績と「調査書のその他の記載内容等」を資料として選抜

奈良 西の京 平城 富雄 登美ヶ丘 生駒 北大和 郡山

畷傍 橿原 耳成 桜井 榛原 高田

3月「県立高校将来構想中間答申」(奈良県立高校将来構想審議会)

9月「県立高校将来構想答申」(同)

「今後の県立高校の在り方について - 答申の概要 - 」(同)

02年度 - 01年度の選抜方法を香芝、大淀が採用。16高校に拡大

03年度 - 統一地方選挙後、統廃合高校名を発表。

04年度 - 統廃合を前提として一部高校の募集停止の上、入試を実施。